

## 令和 7 年度第 26 回都市経営会議 令和 8 年（2026 年）3 月 23 日（月）開催

### 1 医療・福祉・介護・保健に係る「たからづかモデル」検討報告書（令和 7 年度版）の策定について

【提 案】 企画経営部（市立病院経営改革担当）

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ 検討報告書（案）5 ページ「④ステップハウス宝塚」の説明文に「今後長期間にわたり事業を継続するのであれば」と記載があるが、継続する・しないの判断は、誰がどこでどのように行うのか。言葉の見直しが必要ではないか。考え方を確認したい。
- ⇒ ステップハウス宝塚は一個の独立した公社（（一財）宝塚市保健福祉サービス公社）が経営主体であるため、市の意思決定をそのまま反映させるのが難しく、現時点では記載の表現にとどまっている。経営統合も含め、全体の連携の中で、具体的にどのような方向性が良いかは来年度以降の大きな検討テーマになると認識している。建物は残しながら、ソフト面でどのような連携が適切かを今後も検討していきたい。
- ・ 独立した公社が運営しているため、事業そのものについて市がどうこう言える話ではないが、建物自体は普通財産であり、市の財産である。仮に事業を継続していく方向に舵を切り、将来的に市で建物を用意するのであれば、市として事業に対しても責任を持たなければならない。「事業を継続するのであれば」とのみ記載されているが、大きな決断を要するものだという点を改めて意見したい。
- ・ 健康センターについての検討状況はどうか。
- ⇒ 庁内検討会においても今後の検討をどこが担当するのか議論になった。現時点ではたからづかモデルとして進めていくという理解をしている。

### 2 宝塚市土地開発公社経営健全化計画（第六次）の策定について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 継続審議（文言を追加し改めて提案する）

【質疑等】

- ・ 計画（案）6 ページ第 9 の 3 項目に「代替用地の取得については、同時契約、三者契約とすることを原則とする。」と記載があるが、ここで言う三者契約とは、土地所有者（個人等の売り手）から公社（買い手）が代替用地として買い取った土地の次の買い手（第三者）を契約時に予め探しておくという意味になるが、当該第三者を誰が探すのかという手続論も含めて無理があるように思う。

実際に、都市計画道路が整備されれば隣接土地の価値が向上し、すぐに買い手が見つかるという想定で代替用地を購入したものの、実際には時間を要しており中々買取という形での処分が進んでいない事例もある。

原則は原則として取扱うにしても、三者契約が困難となった場合に、誰がどう動くのかも含めて土地の処分の仕方を追記できないものか。

⇒ 三者契約が思うようにできていないのは事実であるため、指摘の点について文言を検討したい。

・ 以前、代表監査委員からも、計画に記載されている事柄が実現できていない、できないことは記載すべきではないとのご意見もいただいている。表現を再考願いたい。

・ 計画（案）6 ページ第 8 の 3 項目に「保有資産の処分等に伴い、時価が簿価を下回る場合に生じる差損について、予算の範囲内において、その全額に相当する額を補助金として交付することができる。」とあるが、以前、市が公社から土地を買戻す際には、時価（現在の市場価格）ではなく、簿価（購入時の価格）で買戻すべきとの議論があったのではなかったか。時価で買戻しを行い、差損分として補助金を交付するよりは、元から簿価で買戻す方が良いのではないか。

⇒ 市と公社の二者間においては、市が簿価で買戻すという約束を交わした上で公社が用地を取得しているため、原則は簿価での買戻しとなっている。

⇒ 公有地の取得を行う際には法律に基づき時価での買取りが原則となっている一方で、市と公社の二者間では協定に基づき簿価での買取を基本としている。実際の運用と法律上での取扱いの差異を埋めるために、今回、計画（案）6 ページの第 8 に、新たに 3 項目を追加するものであり、庁内関係課とは既に調整済である。

### 3 宝塚市幼児・学童保育のあり方に関する検討会の協議内容の報告について

【提 案】 企画経営部

※ 補足：提案の趣旨

前々回の会議（3 月 5 日開催の第 24 回都市経営会議）において、放課後児童対策パッケージ（案）について報告を行ったが、宝塚市幼児・学童保育のあり方に関する検討会で引き続き検討を行うこととしていた地域児童育成会の育成料についての考え方を整理したため、都市経営会議に提案を行うもの。

※ 参考：担当部説明の概要（説明は子ども未来部が実施）

（1）なぜ今育成料の見直しが必要なのか（資料 1 ページ参照）

放課後児童クラブのニーズの増大に伴い待機児童が増えている。待機児童の解消に向けては「放課後児童対策パッケージ」として様々な取組を進めていくこととしているが、取組の推進に当たり、持続可能な育成会運営のための適正な公費負担の在り方を検討している。

育成料を有料化した平成 17 年度（2005 年度）当時、放課後児童クラブは児童福祉法上の事業として位置付けられていたが、実施内容は自治体により様々であった。

その後、国においても質と量の拡充の動きがあり、平成 27 年度（2015 年）には子

ども・子育て支援新制度が施行され、放課後児童クラブについても質の確保や計画に基づく事業の進捗管理をはじめとする制度の充実が図られたほか、事業費に対する公費負担の割合についても対象事業が明確化された。

以上のことから、育成料の有料化当時と現在とでは、事業を取り巻く制度環境が変化しているため、改めて現行制度の考え方にに基づき育成料の見直しを行おうとするもの。

## (2) 子ども・子育て支援新制度 施行前・施行後の違い（資料 2～4 ページ参照）

### ア 対象児童

施行前は「おおむね 10 歳未満の留守家庭の小学生」（小学 3 年生まで）であったが、施行後は小学 6 年生まで拡充された。

### イ 設備及び運営の基準

施行前は特段の定めがなかったが、施行後は国が省令で定める基準を基に市町村が条例で定めることになり、適正な児童数や職員の資格要件、配置人数に関する事など、質を確保するための制度が整った。

### ウ 費用負担割合

施行前は保護者負担を「総事業費の 2 分の 1 程度」とする考え方が示されていたが、施行後は「総事業費のうち運営費の基本部分の 2 分の 1」に対して保護者負担を求めて良いとする考え方が示された。

その他、特別な支援を必要とする児童の受入や職員の処遇改善等、質の向上にかかる費用は公費負担で賄うこととされた。

### エ 令和 8 年度当初予算（案）ベースでの試算

上記、国の考え方にに基づき児童一人当たりの保護者負担額を制度施行前・施行後で比較すると以下のとおりとなる。

施行前：総事業費 452,494 円/年(児童一人当たり)×2 分の 1 = 226,247 円/年  
月額換算では 18,854 円/月

施行後：国県の補助基準額が 259,962 円/年  
このうち運営費の基本部分は 148,400 円/年（保護者も同額）  
月額換算では 12,367 円/月

現在の育成料は月額 8,000 円（年額 96,000 円）であり、国の考え方にに基づく保護者負担額（年額 148,400 円）とは年額で 52,400 円の差がある。この差額は現在、公費で負担している状況である。

## (3) 国の補助基準額と児童一人当たりの月額（資料 5 ページ参照）

国の補助基準額は 1 クラス当たりの定員人数に応じて設定されており、最も効率的な運営が可能な 40 人定員の場合は 5,936,000 円/年。月額・児童一人当たりでは  $5,936,000 \text{ 円} \div 40 \text{ 人} \div 12 \text{ 月} = 12,367 \text{ 円}$ となる。

これを踏まえ、新たな育成料を児童一人当たり12,000円に設定しようとするもの。

#### (4) 参考

##### ア 国資料に基づく育成料の分布（資料6ページ参照）

公設公営だけではなく民設民営も含めた放課後児童クラブの月額利用料のうち、本市の現行額である8,000円の層に当たるクラブは16%、12,000円に見直した場合は3.8%の層に入る。

##### イ 国資料に基づく利用料減免の対象（資料7ページ参照）

最も多いのは生活保護受給世帯に対する減免。次点で兄弟姉妹利用世帯への減免（同時に兄弟姉妹が利用されている場合の減免）。3番目に多いのは住民税非課税世帯への減免。これら3つは現在、本市も減免の対象としている。

##### ウ 阪神間の自治体の利用料及び減免の状況（資料8ページ参照）

育成料は尼崎市の月額10,000円が最も高く、その他の市町は月額8,000円前後となっている。

##### エ 減免階層の金額の見直し（資料9ページ参照）

育成料の見直しに併せて減免についても検討し、資料のとおり、階層区分は3区分で変更ないが、適用する所得割額の金額を見直そうとするもの。減免率2分の1の場合、6万円未満は9万円未満に、減免率4分の1の場合、上限15万円未満を23万5,000円未満に引上げる。23万5000円という金額は、県のこども医療費助成事業の所得制限に倣って設定している。

#### (5) その他

見直しによる効果額について、減免の取扱いを変更しない場合は6,600万円程度と見込んでいるが、減免の所得割額を上げた場合の影響額は現時点では試算できていない。

本件についてこの場で承認されれば、都市経営会議の下部組織として設置した「宝塚市幼児・学童保育のあり方に関する検討会」を廃止としたい。今後、課題として整理すべき事項が生じた場合は必要に応じて改めて下部組織の設置等に対処したい。

【結果】 （検討会の廃止も含めて）承認

【質疑等】 なし

#### 4 宝塚市第3次特定事業主行動計画（前期計画）の策定について（報告）

【報告】 総務部

【質疑等】 なし

5 ジェンダー平等と共生のまち TAKARAZUKA（案）に係るパブリック・コメントの実施結果について（報告）

【報告】 総務部

【質疑等】 なし

6 第2次宝塚市教育振興基本計画（後期計画）（案）に係るパブリック・コメントの実施結果及びパブリック・コメントの実施結果を反映した計画（案）について

【提案】 管理部

【結果】 承認

【質疑等】 なし

7 第2次宝塚市教育大綱について

【提案】 企画経営部

【結果】 継続審議（文言を追加し改めて提案する）

【質疑等】

- ・ 資料中「大綱の位置づけ」の文言が以前（令和3年8月の第2次宝塚市教育大綱策定時）と同じであり、何のために市長が教育振興計画に関与し、教育委員会と共に取り組んでいこうとしているかが現状の案では伝わらない。文言を再考し、もう少し経緯等を説明するようにしてほしい。

⇒ 再考する。

- ・ 表紙の日付は令和3年8月のままで良いのか。

⇒ 修正する。